

職業安定分科会(第220回)

資料 1－1

令和 8 年 1 月 26 日



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用調整助成金の緊急時の在り方の検討について

職業安定局雇用開発企画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

I 雇用調整助成金の支給実績

II 過去の雇用調整助成金の特例

A 経済変動

B 自然災害等

C 感染症

III 過去の雇用調整助成金の特例に係る調査・分析等

ひと、くらし、みらいのために

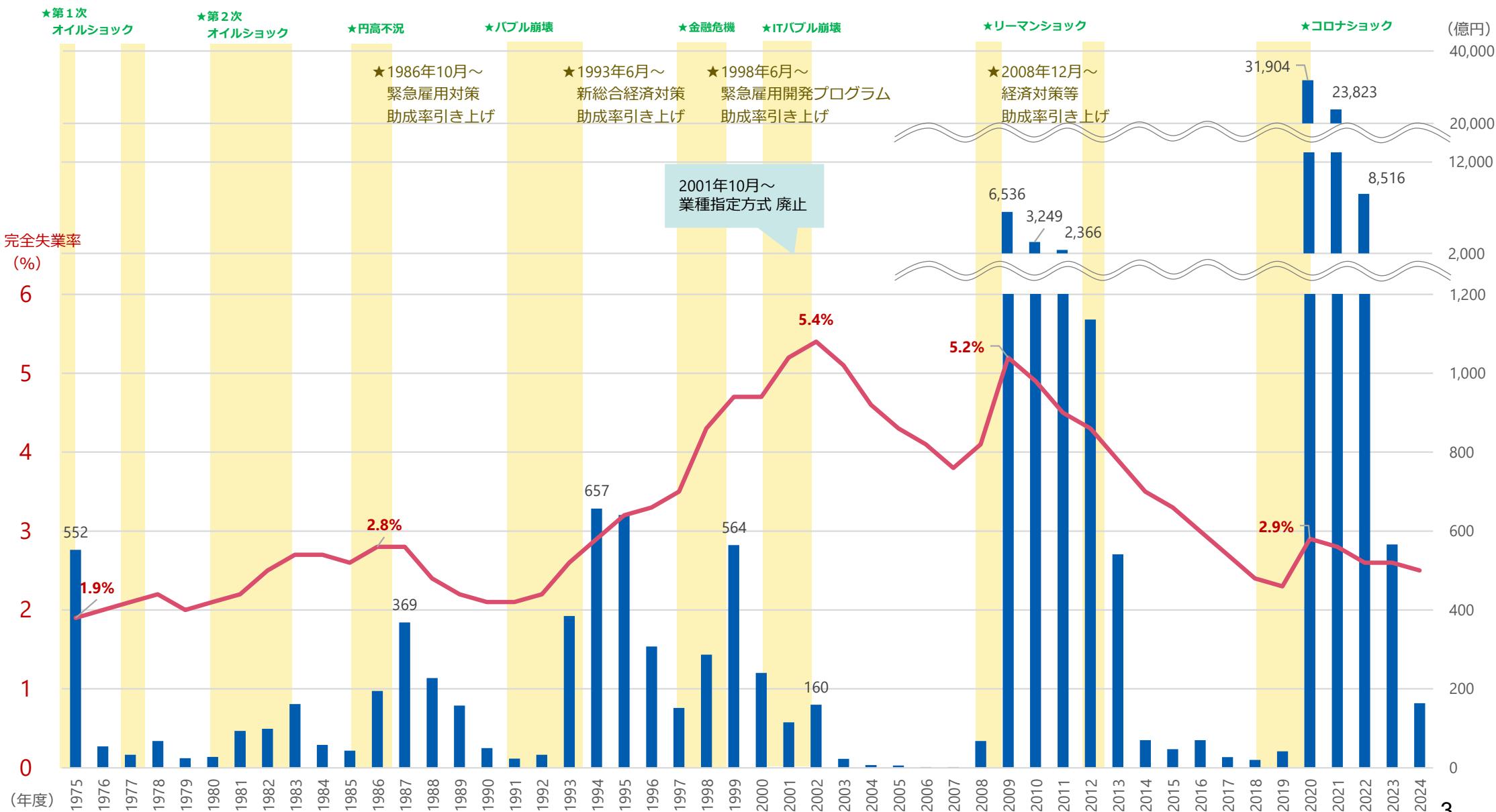


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

I 雇用調整助成金の支給実績(創設時～現在)

- 雇用失業情勢と雇用調整助成金の支給実績の推移(長期時系列)

※網掛け部分は景気後退期



II 過去の特例(A 経済変動)

(1)リーマンショック時の特例措置について

平成20(2008)年12月から中小企業、平成21(2009)年2月から大企業について、

助成率引き上げ等の特例措置を段階的に講じた（詳細は次項参照）。

		原則	リーマンショック※
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：事業主が定める日)	原則通り (対象期間初日：H20(2008).12.1～H24(2012).9.30)
	生産量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近6か月(当時)～最近3か月5%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超える6名以上（中小企業は10%を超える4名以上）増加していないこと	撤廃
	残業相殺	時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	撤廃
省令事項	支給日数期間	1年100日、3年150日	3年300日
	対象労働者	雇い入れ後6か月未満は対象外	雇い入れ後6か月未満も対象
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	特例利用前：撤廃 特例利用後：撤廃
	対象となる休業の規模	中小1/20以上、大1/15以上	撤廃
	助成率	中小2/3、大1/2	中小4/5（解雇なし9/10）、大2/3（解雇なし3/4）

※上記のリーマン特例に加え、平成23年東日本大震災における特例措置について、生産量要件・支給限度日数に係る上乗せの特例を実施。

生産量要件： 最近3か月について直前1か月又は前年同期比5%減 → 最近1か月について直前1か月又は前年同期比5%減

支給限度日数： 3年300日まで受給可能 → これまでの支給日数にかかわらず1年間で最大300日の受給が可能
(リーマン特例と別枠で支給限度日数を付与)

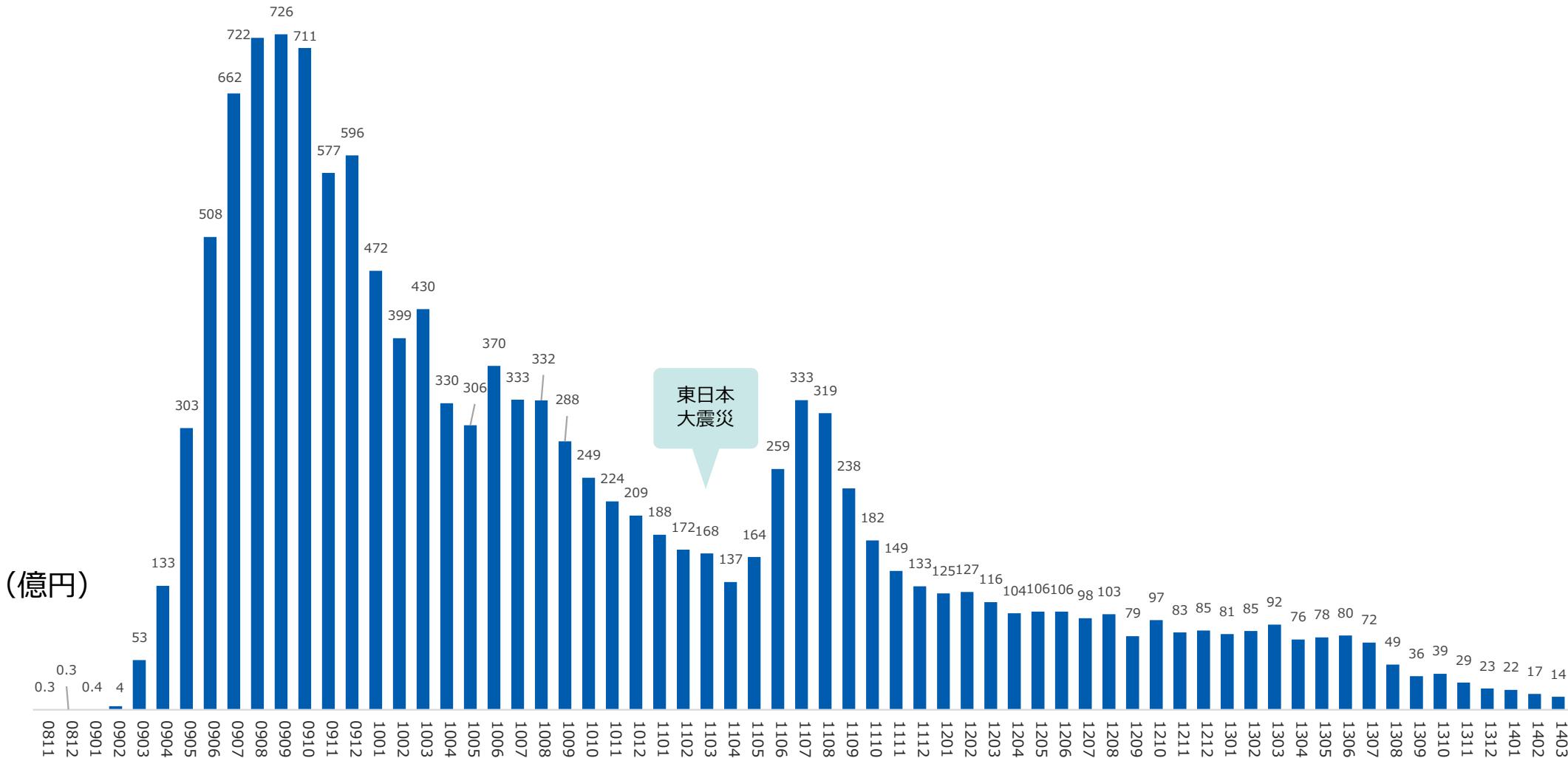
II 過去の特例(A 経済変動)

(1)リーマンショック時の特例措置について(主な改正内容)

		当初	平成20(2008)年12月1日	平成20(2008)年12月26日	平成21(2009)年2月	平成21(2009)年3月	平成21(2009)年6月
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が前年同期比10%以上減		最近3か月がその直前3か月又は前年同期比5%以上減			
	中小企業		最近3か月が前年同期比5%以上減	最近3か月がその直前3か月又は前年同期比5%以上減			
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が前年同期比不増		撤廃			
	中小企業		最近3か月の雇用量が前年同期比不増				
助成率	大企業	1/2			2/3	3/4 (解雇等を行わない場合)	
	中小企業	2/3	4/5			9/10 (解雇等を行わない場合)	
教育訓練費	大企業	1,200円 (労働者1人1日当たり)					4000円
	中小企業		6,000円				
支給日数	大企業	1年100日 3年150日			1年200日 3年300日		3年300日
	中小企業		1年100日 3年200日				
休業規模	大企業	1/15以上		撤廃			
	中小企業	1/20以上					
クーリング要件		あり			撤廃		

※ 中小企業については、「中小企業緊急雇用安定助成金」を新設して支援。大企業は、引き続き雇用調整助成金で支援。

II 過去の特例(A 経済変動) (2)リーマンショック時の月別支給決定額の推移



※休業・教育訓練（出向除く）に係る支給額を集計

※2008年11月～2014年3月に支給決定した支給額を計上

II 過去の特例(B 自然災害等)

(1)自然災害に係る雇用調整助成金の特例実施状況(平成13(2001)年10月以降)

	激甚災害法第12条 の指定状況	災害救助法対象地域 を含む都道府県	特例措置の実施状況		
			助成率引き上げ等 ※1	支給日数 ※2	要件緩和
平成16(2004)年新潟県中越地震	局激(長岡市、小千谷市、十日町市等)	新潟	災害救助法対象地域 助成率引き上げなし、被保険者期間6月未満可、クーリング要件特例利用前廃止	—	—
平成23(2011)年東日本大震災	本激	岩手、宮城、福島、青森、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟	災害救助法対象地域等 ※2	1年300日	全国
平成23(2011)年 霧島山(新燃岳)噴火	—	宮崎	—	—	全国(生産量要件緩和を実施)※3
平成26(2014)年御嶽山噴火	—	長野	—	—	全国(生産量要件のみ)
平成27(2015)年箱根山火山活動	—	—	—	—	全国(生産量要件のみ)
平成28(2016)年熊本地震	本激	熊本	九州7県	1年300日	全国
平成28(2016)年暴風雨等	局激(北海道南富良野町、岩手県宮古市、久慈市、岩泉町)	北海道、岩手	—	—	全国(生産量要件のみ)
平成30(2018)年西日本豪雨	本激	岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡	災害救助法対象地域	1年300日	全国
平成30(2018)年北海道胆振地震	局激(北海道厚真町、安平町、むかわ町)	北海道	—	—	全国
令和元(2019)年台風15号	局激(千葉県鋸南町、佐賀県武雄市・大町)	東京、千葉、佐賀	—	—	全国
令和元(2019)年台風19号	本激	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	災害救助法対象地域	1年300日	全国
令和2(2020)年7月豪雨等	本激	山形、長野、岐阜、島根、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島	災害救助法対象地域	1年300日	全国
令和6(2024)年能登半島地震	本激	新潟、富山、石川、福井	災害救助法対象地域	1年300日	全国
令和6(2024)年能登半島豪雨	局激(輪島市)	石川	—	—	HW七尾、輪島管内
能登半島 地震豪雨・半島過疎 臨時特例	本激+局激	—	HW七尾、輪島管内	1年300日	HW七尾、輪島管内

II 過去の特例(B 自然災害等)

(2)自然災害発生時の特例の発動について

- これまでの事例においては、雇用調整助成金について、災害が発生した場合、実務上、概ね以下の判断要素を踏まえ、特例の実施の有無及び内容を判断してきた。

判断要素

- ① 政府全体の動き : 緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置
- ② 企業活動への影響 : 激甚災害法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証特例)の指定(見込み含む)
- ③ 雇用への影響 : 災害発生後に事業主から労働局等への相談件数が一定程度存在

→ ②本激指定の場合、助成率・支給日数引き上げ等による特例を検討

このほか、②局激指定の場合であっても、雇用への影響が大きい場合は、生産量要件等の緩和による特例を検討

II 過去の特例(B 自然災害等)

(3)自然災害発生時の特例措置の例(激甚災害法第12条 本激・局激)

- 激甚災害法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証特例)の指定により、特例措置の内容を設定
- **12条本激の場合:助成率、支給日数等の引き上げ等 + 生産量要件等の緩和**
12条局激で雇用への影響が大きい場合:生産指標要件等の緩和
- 12条本激の場合における助成率、支給日数の引き上げ等については、特に被害の大きい地域(災害救助法対象地域等)を対象に実施
- 生産量要件については、災害による経済上の理由により事業縮小を余儀なくされた全国の事業主を対象として実施

原則		12条局激の場合	12条本激の場合
		令和元年9月台風15号	令和6年能登半島地震
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日:事業主が定める日)	台風15号に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日:R1.9.9～R2.3.8)
	生産量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超える6名以上(中小企業は10%を超える4名以上)増加していないこと	撤廃
	残業相殺	時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	原則どおり
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	原則どおり
	対象労働者	雇い入れ後6か月未満は対象外	原則どおり
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	原則どおり
	対象となる休業の規模	中小1/20以上、大1/15以上	原則どおり
	助成率	中小2/3、大1/2	原則どおり

II 過去の特例(B 自然災害等)

(4) 激甚災害法第12条について

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(激甚災害法)は、災害復旧に係る地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置について規定。
- 災害による中小企業等の被害に対し、中小企業信用保険法による資金繰り支援等の措置に加え、一定の基準に該当し激甚災害の指定があった場合には、激甚災害法による追加措置として、中小企業信用保険法の特例(災害関係保証)措置を実施(激甚災害法第12条)。
- 激甚災害の指定に当たっては、各市町村長等から所管省庁経由で内閣府に報告された被害額を踏まえ、内閣府において激甚災害指定基準と比較の上、激甚災害に該当する場合に指定に向けた手続きを行う。
- 雇用調整助成金の特例措置の検討に当たっては、災害による企業活動への影響を勘案する上で、激甚災害法第12条による激甚指定の状況を判断要素としてきた。

激甚災害指定基準

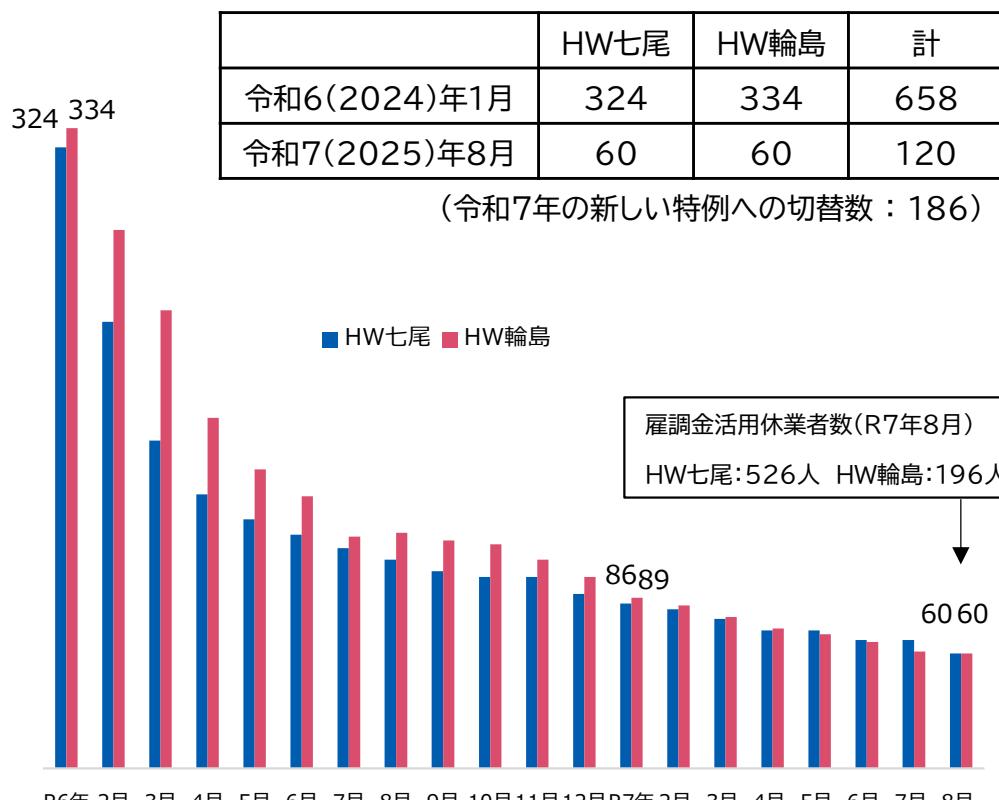
対象となる災害	本激	局激(局地激甚災害)
	<p>【A基準】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">全国の 中小企業 関係被害額(※5)</div> <div style="text-align: center;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">全国の 中小企業 × 0.2% 所得推定額(※6)</div> </div> <p>【B基準】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">全国の 中小企業 関係被害額</div> <div style="text-align: center;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">全国の 中小企業 × 0.06% 所得推定額</div> </div> <p>かつ、以下のいずれかを満たす都道府県があること。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">都道府県内の 中小企業 関係被害額</div> <div style="text-align: center;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">当該都道府県 の中小企業 × 2% 所得推定額</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">都道府県内の 中小企業 関係被害額</div> <div style="text-align: center;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">1,400億円</div> </div>	<p>【中小企業の局地激甚災害指定基準】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市町村内の中小 企業関係被害額 (1千万円以上)</div> <div style="text-align: center;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">当該市町村 の中小企業 所得推定額 × 10%</div> </div> <p>(ただし、該当市町村の査定事業費合算額が概ね5千万円未満である場合を除く。)</p>

II 過去の特例(B 自然災害等)

(5)能登半島地震特例～地震豪雨・半島過疎臨時特例の活用状況

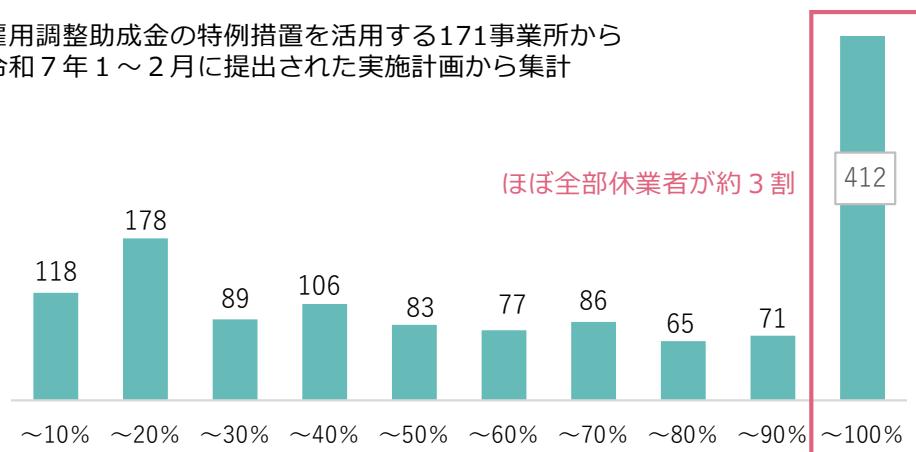
- 石川労働局ハローワーク七尾・ハローワーク輪島管内で雇用調整助成金の特例措置を活用した事業所数は、発災当初の658事業所（R6.1）から、120事業所（R7.8）となり、発災当初の18%まで減少。
- 休業者のうち、ほぼ全部休業者が約3割を占めており、ほぼ全休者のうち60歳以上が約6割を占めている。

活用事業所数（※）の推移（HW七尾・HW輪島管内）

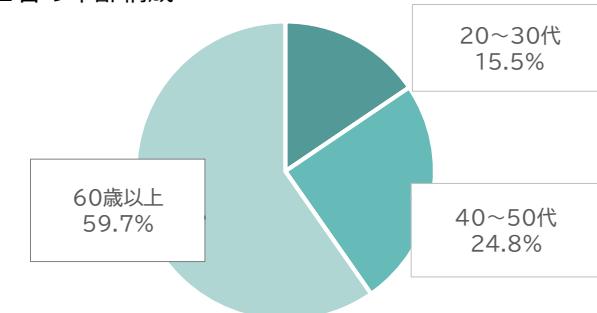


所定労働時間に対する休業割合別労働者数

雇用調整助成金の特例措置を活用する171事業所から
令和7年1～2月に提出された実施計画から集計



ほぼ全部休業者412名の年齢構成



※当該月に休業を行った判定基礎期間の初日があり、支給決定を受けた事業所の数（令和7年12月末時点）

II 過去の特例(B 自然災害等)

(5)能登地域の雇用対策 産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)

1 事業の目的

能登地域の地震・豪雨の被災地については、令和6年内に地震と豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況と、半島地形、著しい高齢化、過疎という地理的・社会的制約条件が複合している特殊性を踏まえ、令和7年内限りの特例措置として、産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)による在籍型出向支援に加えて、雇用調整助成金の臨時特例を実施してきたところ。

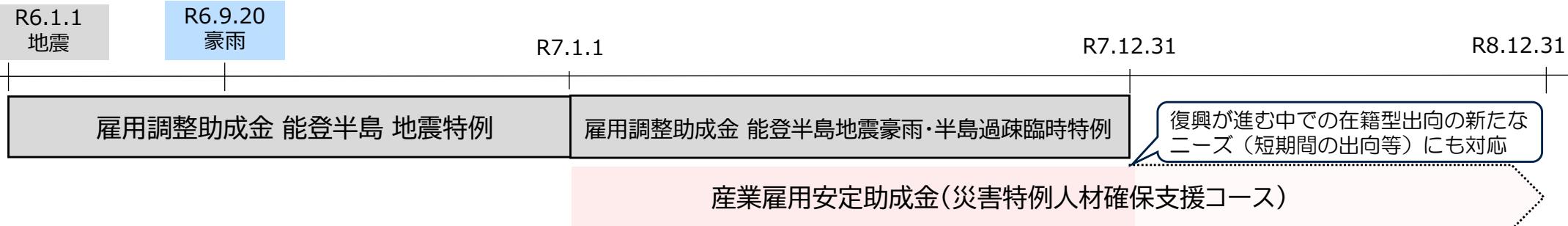
しかし、被災地の現状を見ると、上述の特殊な地理的・社会的制約条件に起因して出向先を確保しにくいくこと、復興の進捗に伴い元の職場での業務が増え、「半分以上は出向先で勤務」との助成要件を満たしにくくなっていること等の事情から、未だ多くの労働者が休業し続けている状況。

そこで、地元自治体による雇用創出の主体的取組等が行われることも踏まえ、被災地の雇用環境が平時に復する道筋を円滑にする観点から、産業雇用安定助成金による在籍型出向支援について、部分出向に係る要件を緩和した上で、1年間延長することとする。

なお、雇用調整助成金の臨時特例については、休業の長期化が働く方の意欲やスキル維持に及ぼす影響にも鑑み、予定どおり本年末で終了する。

2 事業の概要

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域(ハローワーク七尾、ハローワーク輪島管内)の事業所が対象



○産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)助成率

出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向中に賃金に要する経費の一部を助成 中小企業4/5、大企業2/3 ※1人1日当たり出向元・出向先の計8,870円を上限

事 項		現行制度	見直し後
1	支給対象期間の延長 (出向労働者1人当たりの支給対象期間)	令和6年12月17日～令和7年12月31日 (365日) ※コロナ禍の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)は、支給対象期間を当初365日から730日に延長	令和8年12月31日まで1年間延長 (730日)
2	部分出向 ※労働者が出向元企業及び出向先企業の両方で勤務する形態	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の半分以上であること。 (例) 週5日勤務の場合、週3日以上出向先での勤務が必要	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の1/5以上であること。 (例) 週5日勤務の場合、週1日以上出向先での勤務が必要
3	申請手続きの簡素化	・申請書類の項目の簡略化・省力化 ・2回目以降の添付書類の省略	等 (令和7年10月1日実施済)

II 過去の特例(B 自然災害等) (6)家畜伝染病に係る特例

- 過去に家畜伝染病の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金の特例を行った事例があり、それぞれ生産量要件の緩和を実施（特例実施当時の生産量要件等は、現在の要件と異なる）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、例年発生しているが、平成23年の事例を除き、特例は実施していない。この他家畜に係る感染症は、豚熱（いわゆる「豚コレラ」）やBSEなどがあるが、特例は実施していない。

事例		特例実施内容
平成22年 (2010)	口蹄疫	生産量要件緩和：直近 <u>3か月</u> 平均5%減少→直近 <u>1か月</u> 平均5%減少 移動制限区域内にある又はあった畜産農家等については、 移動制限解除後の1か月間の値（見込みを含む。）が前年同期に比べ5%以上減少
平成23年 (2011)	高病原性鳥インフルエンザ	生産量要件緩和：直近 <u>3か月</u> 平均5%減少→直近 <u>1か月</u> 平均5%減少

II 過去の特例(C 感染症)

(1)コロナ特例について

	原則	コロナ特例
要領事項	対象事業主 経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：事業主が定める日)	新型コロナ感染症の影響による経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：R2(2020).1.24～R4(2022).11.30)
	生産量要件 最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月5%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件 最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超え6名以上 (中小企業は10%を超え4名以上) 増加していないこと	撤廃
	残業相殺 時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	撤廃
省令事項	支給日数 期間 1年100日、3年150日	支給日数上限の撤廃 (R2(2020).4.1～R5(2023).3.31)
	対象労働者 雇い入れ後6か月未満は対象外	雇い入れ後6か月未満も対象
	クーリング 要件 過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	特例利用前：撤廃 特例利用後：有り
	対象となる 休業の規模 中小1/20以上、大1/15以上	中小 1/40 大 1/30
	助成率 中小2/3、大1/2	休業・教育訓練助成率 最大 10/10

II 過去の特例(C 感染症)

(1)コロナ特例について

- コロナ特例の対応の変遷

- 雇用調整助成金により、雇用保険の被保険者を対象として助成するほか、「緊急雇用安定助成金」を創設（R2.3）。
- 雇用保険の被保険者ではない週の所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を対象に、助成を実施（助成の上限額や助成率は雇用調整助成金と同内容）。

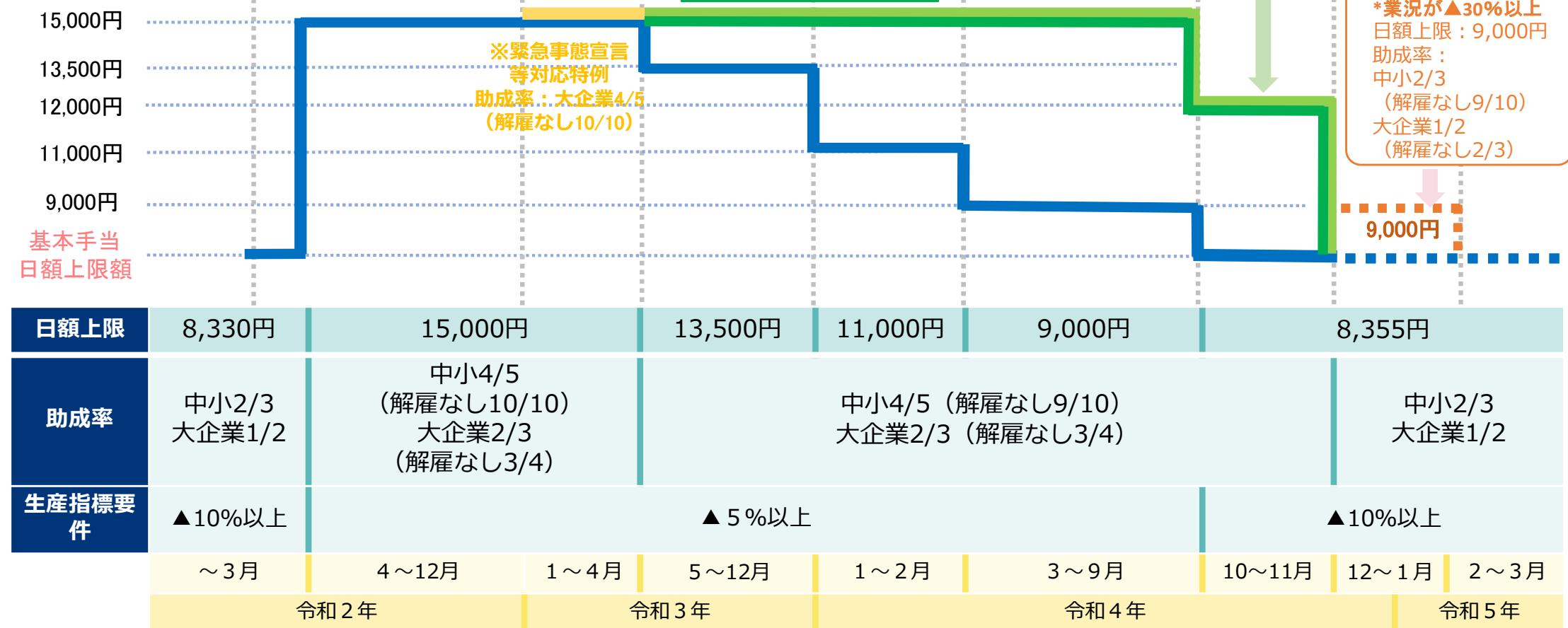
コロナ特例(地域特例)
*緊急事態宣言等地域

コロナ特例(業況特例)
*業況が▲30%以上

日額上限：15,000円
助成率：
4/5 (解雇なし10/10)

日額上限：12,000円
助成率：
4/5 (解雇なし10/10)

*業況が▲30%以上
日額上限：9,000円
助成率：
中小2/3
(解雇なし9/10)
大企業1/2
(解雇なし2/3)



II 過去の特例(C 感染症) (2)その他の過去の特例について

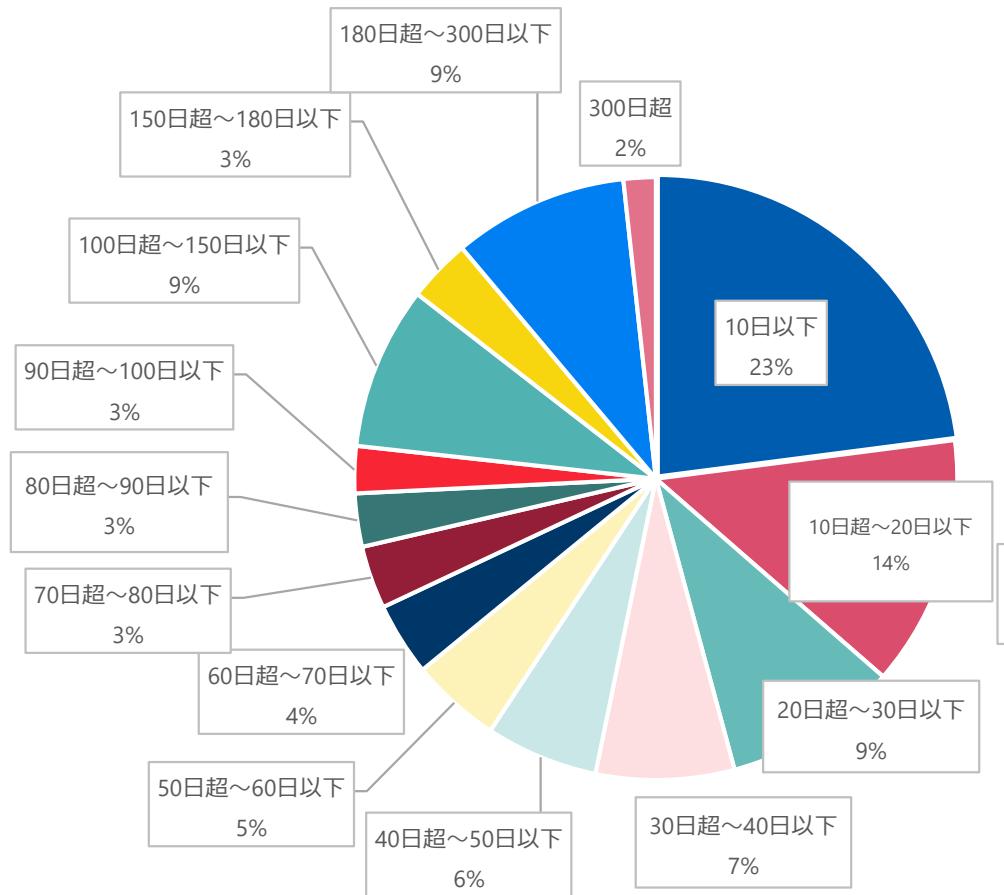
過去に感染症の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金の特例を行った事例があり、それぞれ生産量要件の緩和を実施（特例実施当時の生産量要件等は、現在の要件と異なる）。

事例		特例実施内容
平成15年 (2003)	SARS（重症急性呼吸器症候群）	生産量要件緩和：直近 <u>6か月</u> 平均 <u>10%</u> 減少→直近 <u>2か月</u> 平均 <u>15%</u> 減少 対象事業主：SARSのまん延のため、厚生労働省による渡航延期勧告の対象となった地域及び国において、事業活動を行っている旅行業者等（当該地域に係る売上高が15%以上のものに限る）
平成21年 (2009)	新型インフルエンザ	生産量要件緩和：直近 <u>3か月</u> 平均 <u>5%</u> 減少→直近 <u>1か月</u> 平均 <u>5%</u> 減少 対象事業主：新型インフルエンザの影響による需要（客数、受注量等）減少を理由に休業等を行う事業所

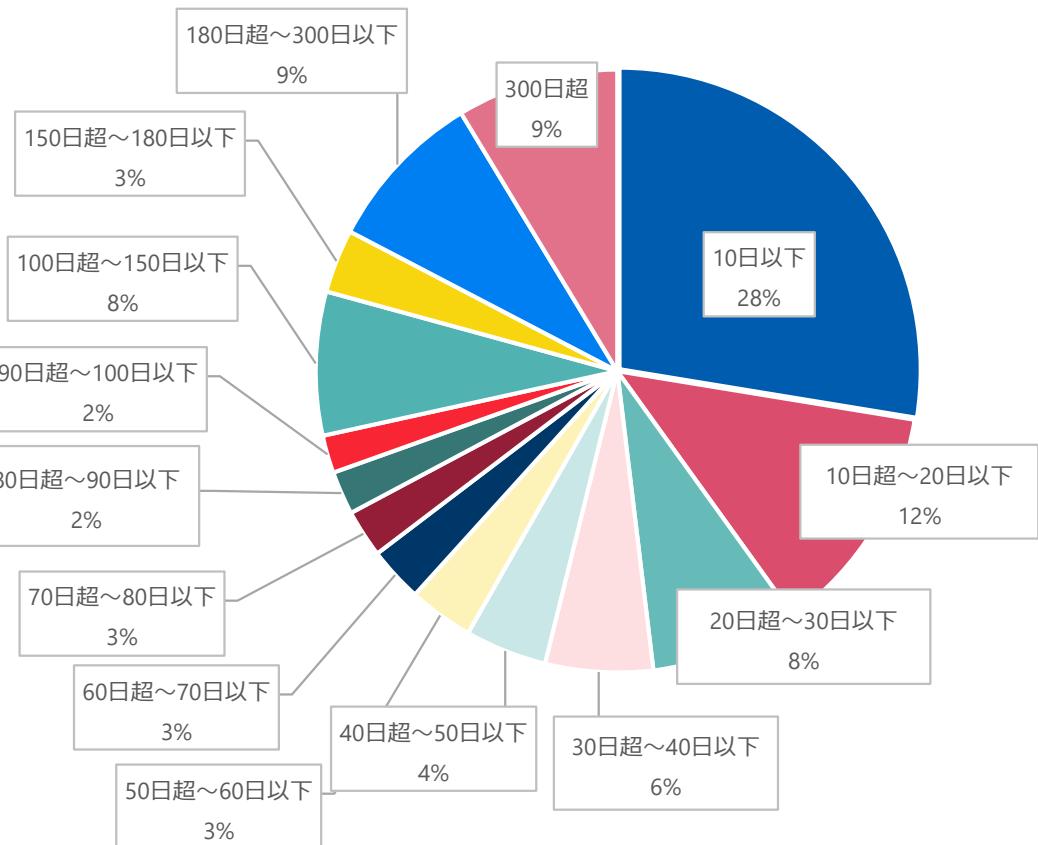
III 過去の特例に係る調査・分析

(1)リーマンショック期とコロナ期の雇調金受給事業所(支給日数別割合)

リーマンショック期



コロナ期

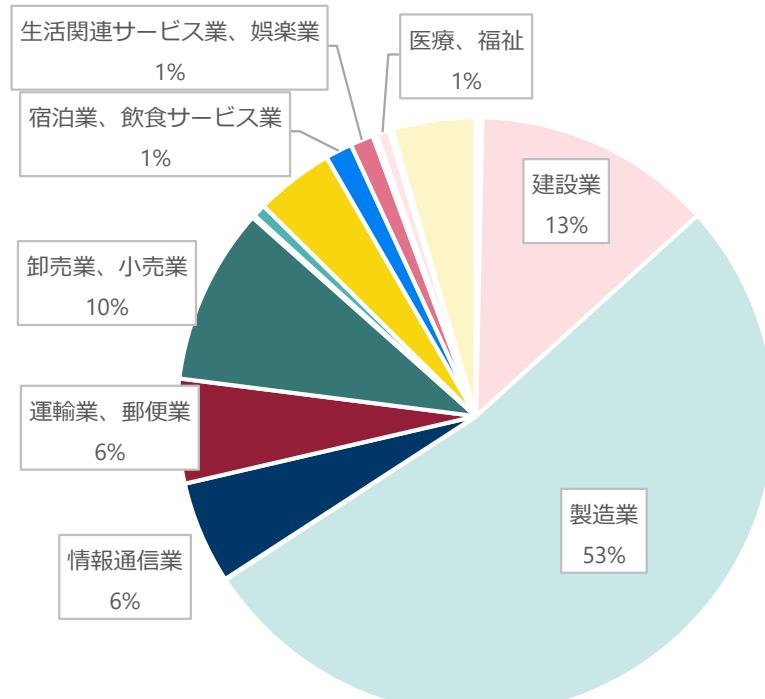


※ 対象期間の初日が平成20年12月～平成24年9月のものについて集計
 ※ リーマンショック期の特例では、支給日数は3年300日が上限。
 また、別枠で東日本大震災特例により1年300日が措置。

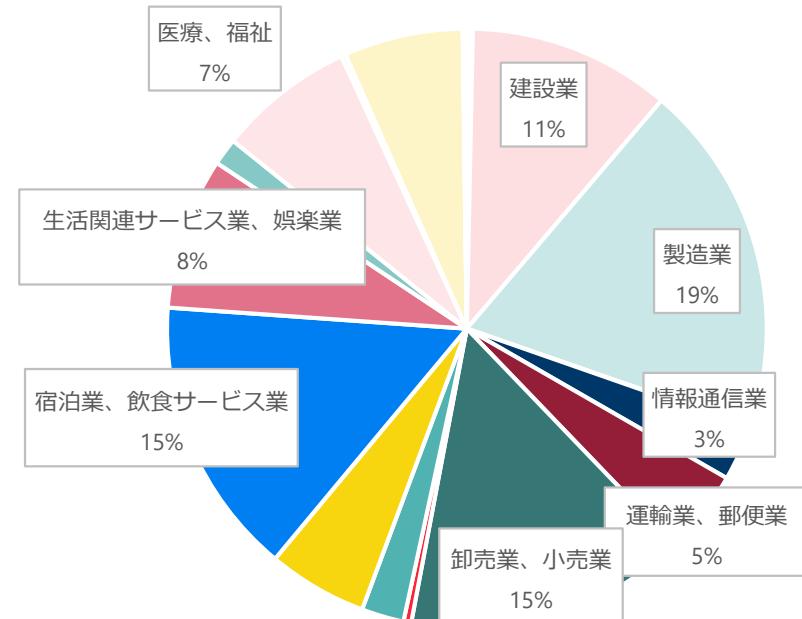
※ 令和2年4月1日～令和5年3月31日までに支給決定を受けた事業所において（令和5年4月1日時点）
 支給額のうち雇用勘定で支払われた額と支給決定年度末時点の被保険者数を用いた推計値
 ※ 支給額のうち雇用勘定で支払われた額や決定年度末日時点の被保険者数が不明な事業所を除く
 ※ コロナ特例では、1年100日の支給制限を撤廃

III 過去の特例に係る調査・分析 (2)リーマンショック期とコロナ期の雇調金受給事業所(産業別割合)

リーマンショック期



コロナ期



- 農業、林業
- 建設業
- 情報通信業
- 金融業、保険業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 医療、福祉
- 公務（他に分類されるものを除く）

- 漁業
- 製造業
- 運輸業、郵便業
- 不動産業、物品販貸業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 複合サービス事業
- 分類不能の産業

- 鉱業、採石業、砂利採取業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 卸売業、小売業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 教育、学習支援業
- サービス業（他に分類されないもの）

※ リーマンショック期はJILPT資料シリーズNo.265から引用（リーマンショック期：2008年1月～2013年11月）

※ コロナ期はJIP労働政策研究報告書No.236から引用（コロナ期：2020年1月～2023年9月）

III 過去の特例に係る調査・分析

(3)リーマンショック・東日本大震災の雇調金特例に係るJILPT研究

- JILPTによる雇用調整助成金に関する研究から得られる政策的示唆・参考データ

JILPT 雇用調整助成金による雇用維持機能の量的効果に関する一考察（平成24（2012）年2月）

- リーマンショック後の急激な生産収縮・不況の中で雇調金がどの程度失業の発生を防いだのか検証。
- 雇調金の量的な雇用維持・確保効果としては、最大可能な概数として、鉱工業では90万人から120万人前後（雇用者総数の約12%）、全産業（非農林漁業）では150万人前後（雇用者総数の約3%）であったと推定される。
- 鉱工業生産指数を見ると、過去3回の不況期（H6,11,14年度）では、いくつかの業種で生産量要件である5%を超える低下が見られた程度だったが、リーマンショック時（H21年度）では、ほとんどの業種で5%を超える低下が見られた。

JILPT 雇用調整の実施と雇用調整助成金の活用に関する調査（平成26（2014）年8月）

- リーマンショック、東日本大震災の不況下において、雇調金が広範にわたり、かつ、予算規模の上でも極めて大規模に活用された状況を受けて、効果・問題点を評価・検証。
- 累積受給期間を見ると、受給期間が1年以内の事業所が42.7%であり、約7割の事業所が2年以内の受給であった。
- 調整方法について、受給事業所ではより労働時間削減に重点を置かれていたが、未受給事業所ではより人員削減に重点を置かれていている傾向がみられ、雇調金の趣旨が活かされた活用と効果が確認された。
- 雇調金受給事業所と非受給事業所との間で廃止率を試算して比較したところ、廃止率は受給事業所の方が低くなっている（受給事業所：8.1%、非受給事業所：19.0%）。

III 過去の特例に係る調査・分析 (3)リーマンショック・東日本大震災の雇調金特例に係るJILPT研究

JILPT 雇用調整助成金の政策効果に関する研究（平成29（2017）年1月）

- ・リーマン・ショック以降の不況下において、雇調金が広範にわたり、かつ、予算規模の上でも極めて大規模に活用された状況を受けて、その効果はもとより、雇調金の課題を含めて評価・検証。
- ・雇調金の受給事業所は、非受給事業所に比べて、雇用が低調ないし減少で推移している中で、受給期間中を中心として、入職率を相対的に低く抑えるとともに、総じて離職率も相対的に低く抑えていることが指摘された。同時に、雇調金のネガティブな面として「受給終了後に大きな離職が生じている」、「受給事業所の廃業が受給終了後に集中する」ことが指摘された。
- ・「雇調金はいたずらに無駄な雇用を温存する」、更には「いわゆるゾンビ企業の延命に手を貸している」、「産業構造の転換を遅らせている」などの批判に通じる面もあると考えられるが、むしろ雇調金によって雇用失業情勢の最も厳しい時期を後ろに分散化させるとともに、雇用失業情勢が少し落ち着いた状態で、円滑な再就職を促進する効果を持つという前向きの効果として捉えることが適当である。

III 過去の特例に係る調査・分析

(4) JILPT「雇用調整助成金のコロナ特例に関する効果検証」の結果(概要)

雇用調整助成金(雇調金)のコロナ特例の効果検証について、報告書を令和7(2025)年6月30日に公表。

趣旨

本研究は、JILPTにおいて、雇調金のコロナ特例が、実際に雇用維持効果はあったのか、雇調金はどう在るべきか等といった観点から、雇調金及び雇用保険の業務データ、事業所アンケート調査結果データを接続したデータセットを用いて効果検証を行ったもの。

判明した事実

- ① 今回の雇調金の支給規模はリーマン期に比べても大規模であり、幅広い産業で活用されるとともに期間も長期に及んだこと。
- ② 雇調金は一定の雇用維持効果を発揮した。
特に初期の段階において雇用維持効果が確認されるが、反面、利用が長期に及んだ場合、その効果は失われる傾向があること。
- ③ 雇調金による教育訓練はコロナ期の早い段階から行うと一定の雇用維持効果があつたが、
長期やコロナ期の遅い段階に行うとその効果が薄れ、雇用維持効果は限定的であったこと。
- ④ 離職者の再就職には、概ね受給事業所の離職者の方が非受給事業所の離職者よりも時間がかかったこと。
- ⑤ 非正規雇用労働者の雇用維持を想定して特例的に設けられた緊急雇用安定助成金（緊安金）は雇用維持に一定の効果は確認されるが、雇調金に比べ効果はやや弱く、限定的であったこと。
- ⑥ 事務手続は早々に簡素化されたこと。

政策的示唆

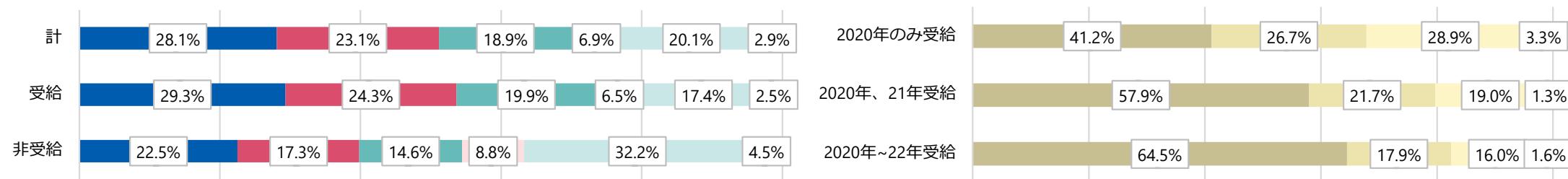
- ① 雇調金は緊急避難的效果を有しており、ショック発生時には期待されるような雇用維持効果を発揮したが、
その効果は受給期間が長期化するにつれ失われる傾向がある。こうした点を考慮すると、
制度そのものには意義があるが、反面、利用期間が長期に及ばないようにしておくことが考えられる。
(例えは、特例期間が長期とならないよう予め一定期間に限定しておくこと、個々の事業所への適用期間に上限を設けておくことなど)
- ② 非正規雇用労働者については、雇用維持のために緊安金を実施する場合には小規模企業への周知に注力することに加え、
雇用維持がなされなかつた場合の別の支援策についても検討しておくことが考えられる。
- ③ 効果検証が効果的・効率的かつ速やかに行えるようデジタル化・事務簡素化の流れの中で、
業務データの整理、データ項目の検討、他の業務データとの接合等に今から備えておくことが望まれる。

(5)JILPTの研究成果物「雇用調整助成金のコロナ特例の活用等に関する調査」 (令和6(2024)年3月25日)

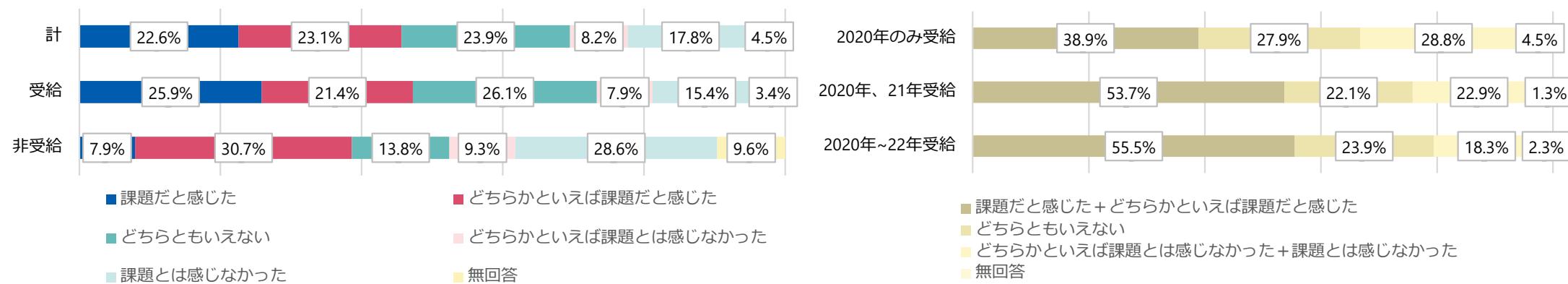
事業所にコロナ禍の休業期間中の課題について尋ねたところ、「従業員のモチベーション・働きがいの低下」「従業員の生産性の低下」を「課題だと感じた」事業所の割合は、非受給事業所よりも受給事業所の方で高く、雇調金受給や休業が長期化した事業所ほどその割合が概ね高くなる傾向がみられたとされている。

休業期間中の課題

【従業員のモチベーション・働きがいの低下】



【従業員の生産性の低下】



※本資料は、労働政策研究・研修機構「雇用調整助成金のコロナ特例の活用等に関する調査」(2024年3月)を基に厚生労働省職業安定局で作成。

III 過去の特例に係る調査・分析 (6)雇用調整助成金等による失業抑制効果

JILPT 雇用調整助成金の政策効果に関する研究 (平成29(2017)年1月) 【リーマンショック時の効果に係る分析】

- ピーカ時の平成21年7～9月期に250万人の雇調金支給対象労働者がいたが、これだけの失業者が発生したとするのは現実的でないため、別途試算
- リーマン・ショック後でもっとも実際との差異が大きくなる平成21年4～6月期において、最多離職想定で50万人程度、緩やか離職でも40万人程度、それぞれ完全失業者数が増加した可能性が示されている。また、東日本大震災の際には、平成23年4～6月期において、それぞれ40万人程度、30万人程度と試算された。
- 完全失業率について、平成21年4～6月期でそれぞれ1.0%ポイント程度及び0.8%ポイント程度高くなり、また、平成23年4～6月期でそれぞれ0.6%ポイント程度及び0.4%程度高くなった可能性が示されている。
- さらにいえば、リーマン・ショックに際して最大5.4%（平成21年7～9月期）にとどまった失業率が、雇調金の活用がなければ6%台にまで上昇した可能性も示されている。このように、雇用調整助成金は失業率の上昇をかなり抑える効果を、とりわけ経済や雇用の情勢が厳しくなった初期において持っていることが指摘できる。

令和3年版 労働経済の分析（労働経済白書） (令和3(2021)年7月) 【コロナショック時の効果に係る分析】

- 雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定
- 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果を推計した結果によると、一定の仮定の下に試算したものであるため、相当の幅をもってみる必要があるが、雇用調整助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が2.1%ポイント程度抑制されたと見込まれる。
- 雇用保険被保険者以外の労働者を助成対象とする緊急雇用安定助成金について、同様に試算すると、緊急雇用安定助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が0.5%ポイント程度抑制されたと見込まれ、この効果を含めた雇用調整助成金等の完全失業率の抑制効果は2.6%ポイント程度と見込まれる。



III 過去の特例に係る調査・分析

(7)コロナ期の雇用維持スキームの各国比較

雇用維持スキームに対する各国の支出額

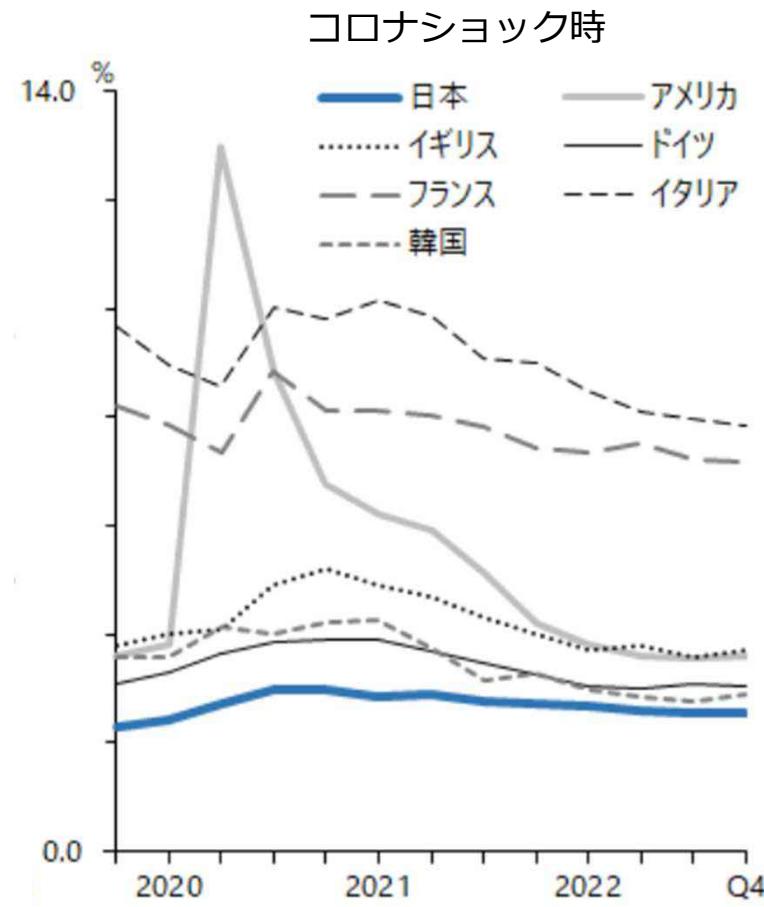
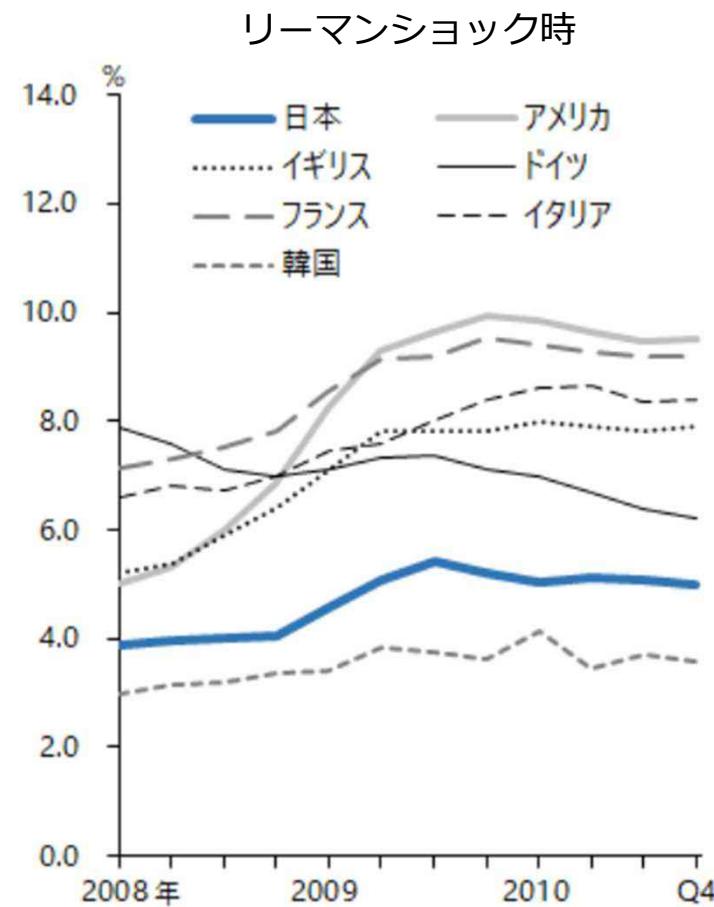
- 新型コロナの経済活動への影響に対し、各国は雇用維持スキームで対応した。既存のスキームを有していたドイツ(操業短縮手当)、フランス(部分的失業)、日本(雇用調整助成金)では、その特例措置により、また、イギリスでは「コロナウイルス雇用維持スキーム」を、アメリカでは「給付保護プログラム(PPP)」を創設して対応した。
- 各国のスキームの概要と支出額は以下の表のとおり。

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
就業者数 (2021)	4150万人	2773万人	3210万人	1億5258万人	6713万人
国内総生産 (2021) (名目、各国通貨)	3兆6000億ユーロ	2兆5000億ユーロ	2兆3200億ポンド	23兆ドル	549兆円
雇用維持 スキーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス 雇用維持スキーム	給付保護プログラム (PPP)	雇用調整 助成金
財源	雇用保険財源 (不足時、一般財源)	失業保険(社会保障会計 を含む) および一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険財源 (雇用保険2事業) および一般財源
特例措置期間	2022年6月末終了 ウクライナ戦争由来等、一部は23年半 ばまで	2023年1月末終了	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2023年3月末終了
支出額 ・2020年 ・2021年 ・2022年 ・合計	<ul style="list-style-type: none"> ・221億ユーロ ・202億ユーロ ・32億ユーロ 計 455億ユーロ (5.9兆円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・255億ユーロ ・94億ユーロ ・54億ユーロ (7月まで) 計 403億ユーロ (5.2兆円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・464億ポンド ・236億ポンド 計700億ポンド (10.6兆円) 	※融資返済免除額 <ul style="list-style-type: none"> ・5039億ドル ・2518億ドル 計7557億ドル (86.1兆円)	<ul style="list-style-type: none"> ・3.2兆円 ・2.4兆円 ・0.9兆円 計 6.4兆円 ※緊急雇用安定助成金を含む

出典:厚生労働省・第4回アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム資料2 独立行政法人労働政策・研究機構提出資料を一部改変
為替レート:2021年12月30日現在のものを使用(1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円)

III 過去の特例に係る調査・分析

(8) 失業率の各国比較(リーマンショック時・コロナショック時) 完全失業率(月次、季節調整済)



	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	韓国	%
リーマンショック	5.4 (2009Q3)	9.9 (2009Q4)	8.0 (2010Q1)	7.4 (2009Q3)	9.5 (2009Q4)	8.6 (2010Q2)	4.1 (2010Q1)	2.5
コロナショック	3.0 (2020Q4)	13.0 (2020Q2)	5.2 (2020Q4)	3.9 (2020Q4, 2021Q1)	8.8 (2020Q3)	10.2 (2021Q1)	4.3 (2021Q1)	
2022年Q4		3.6	3.7	3.0	7.2	7.8	2.9	%

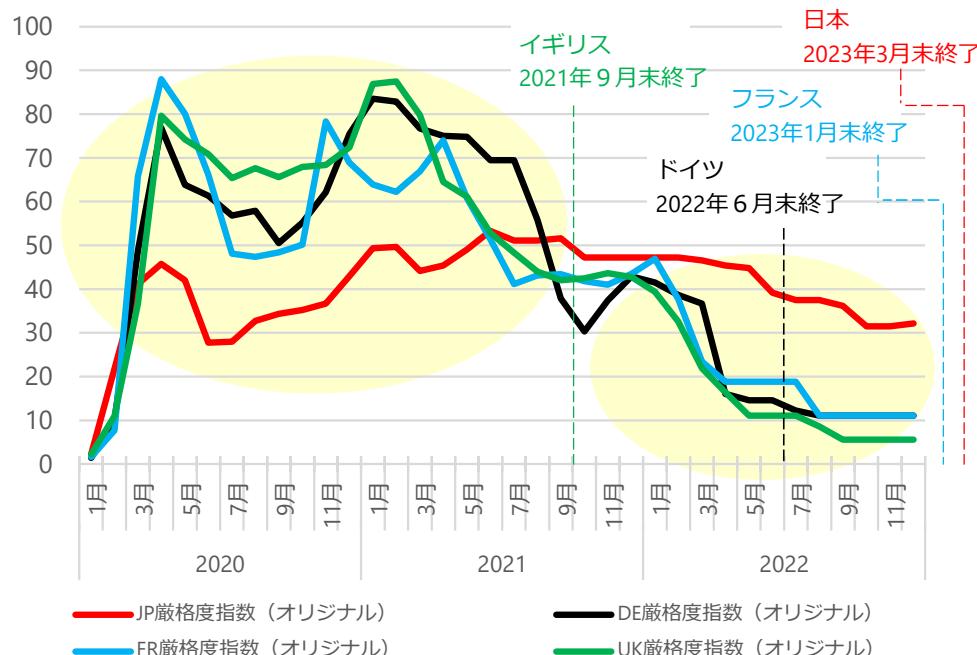
※出典 JILPT「新型コロナウイルス感染症関連情報:新型コロナが雇用・就業・失業に与える影響 国際比較統計:完全失業率」

III 過去の特例に係る調査・分析

(9) 社会制限措置の強さを指数化した厳格度指数(Stringency Index)

- コロナ下で、オックスフォード新型コロナウィルス感染症政府対応トラッカー (Oxford COVID-19 Government Response Tracker) が厳格度指数 (Stringency Index) を算出。9分野の指標 (①学校閉鎖②職場閉鎖③公共イベントの中止④集会制限⑤公共交通機関の停止⑥外出制限⑦国内移動制限⑧国際渡航制限⑨保健政策に係る広報活動) に係る厳格度合いの評価点を合計して指数化したもの。
- 日本はコロナ発生当初～アルファ株・デルタ株流行時期頃まではドイツ、フランス、イギリスより社会制限措置の厳格度は低く推移。
- 2021年春以降、独仏英はワクチン接種の進展等を踏まえ社会制限措置を緩和し、オミクロン株の流行期を経て2022年4月頃には20以下にまで低下していくが、日本はまん延防止等重点措置終了後、緩やかに低下。
- 宿泊・飲食業への影響が大きいと思われる①学校閉鎖、②職場閉鎖、⑥外出制限に絞り込み、コア厳格度指数を作成し、雇用維持スキーム適用労働者と事業主負担の時系列データを分析した結果、独仏英においてはコア厳格度指数の上昇は同業種における雇用維持スキーム適用者数を増加させ、事業主負担の上昇は適用労働者数を減少させる方向で影響を及ぼしていた。

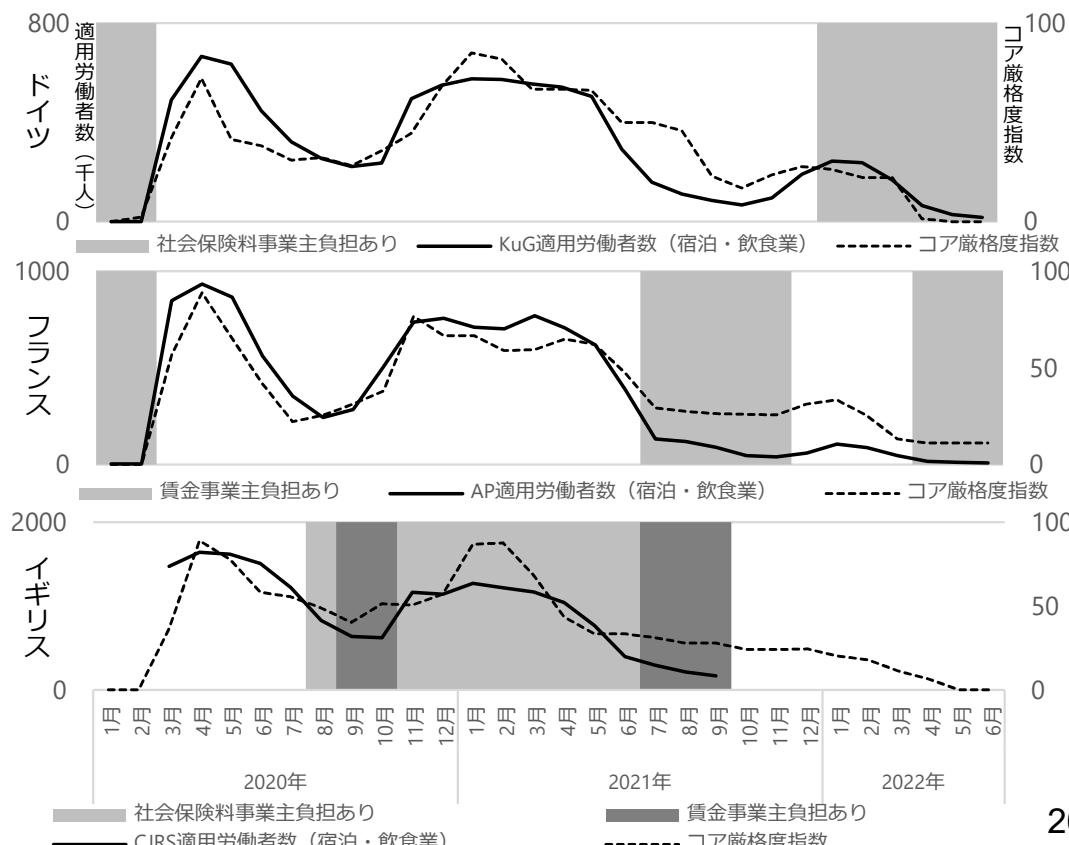
各国の厳格度指数と雇用維持スキームの特例措置終了時期



出所：GitHubからダウンロードしたデータをもとに作成。

出所：日本労働研究雑誌2024年1月号「新型コロナパンデミック下でのドイツの操業短縮手当の運用」（川瀬）、
日本労働研究雑誌2025年10月号「新型コロナパンデミック下で雇用維持スキームの事業主負担が適用労働者数に与えた影響」

コア厳格度指数と雇用維持スキーム適用者数の推移（宿泊・飲食業）

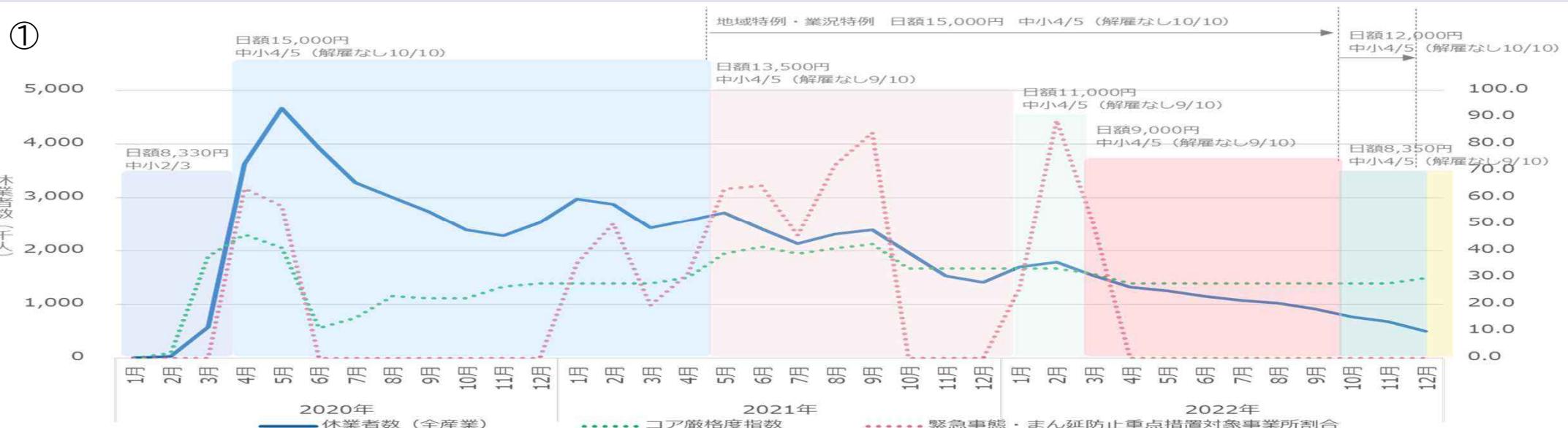


III 過去の特例に係る調査・分析

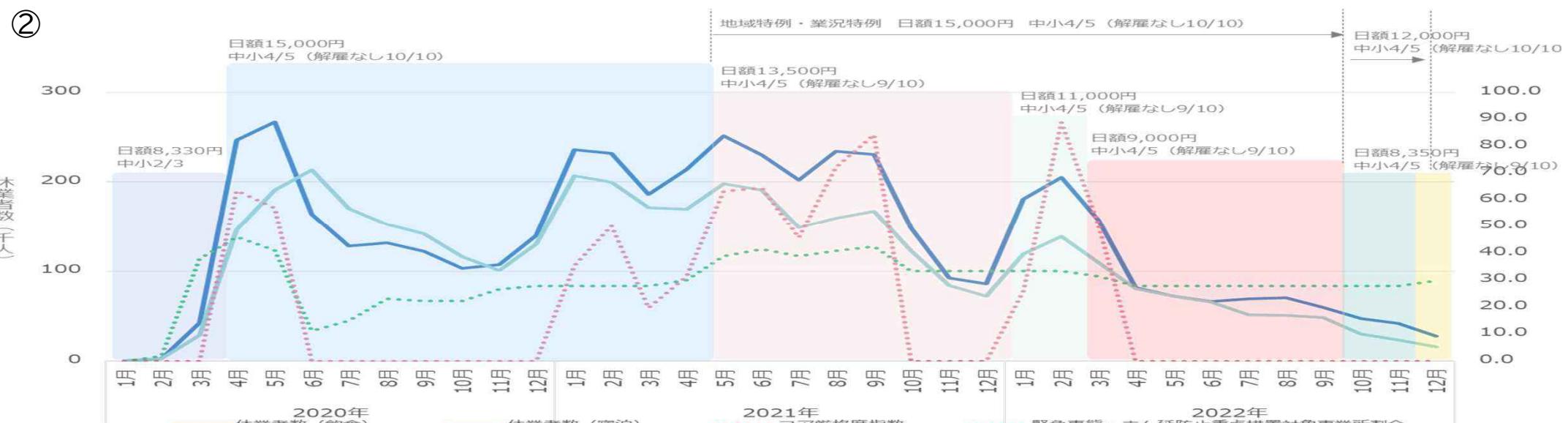
- ①雇用調整助成金の休業者数(全産業計)、コア厳格度指数及び緊急事態宣言等対象事業所割合の推移
 ②雇用調整助成金の休業者数(飲食・宿泊業)、コア厳格度指数及び緊急事態宣言等対象事業所割合の推移

- ・全産業の休業者数は、2020年5月をピークに緩やかに減少傾向にある。
- ・宿泊業、飲食サービス業の休業者数の推移は、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が適用される事業所割合と整合的に推移。

①



②



出所：コア厳格度指数・OxCGRTの厳格度指数（Stringency Index）から①学校閉鎖、②職場閉鎖、⑥外出制限に絞り込み算出

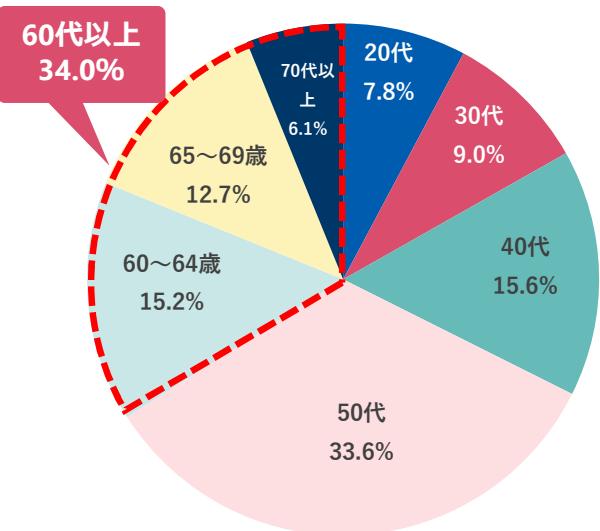
休業者数は2025年11月19日時点でハローワークシステムに登録されている約600万の支給決定データから集計、緊急事態・まん延防止重点措置対象事業所割合・・・「それぞれが適用された日の雇用保険適用事業所数÷全適用事業所数」の月平均

III 過去の特例に係る調査・分析 (10)能登特例 休業状況に関する労働者アンケート(抜粋)

○雇用調整助成金（能登半島地震特例～地震豪雨・半島過疎臨時特例）の利用実態等について、石川県と共同でアンケート調査を実施

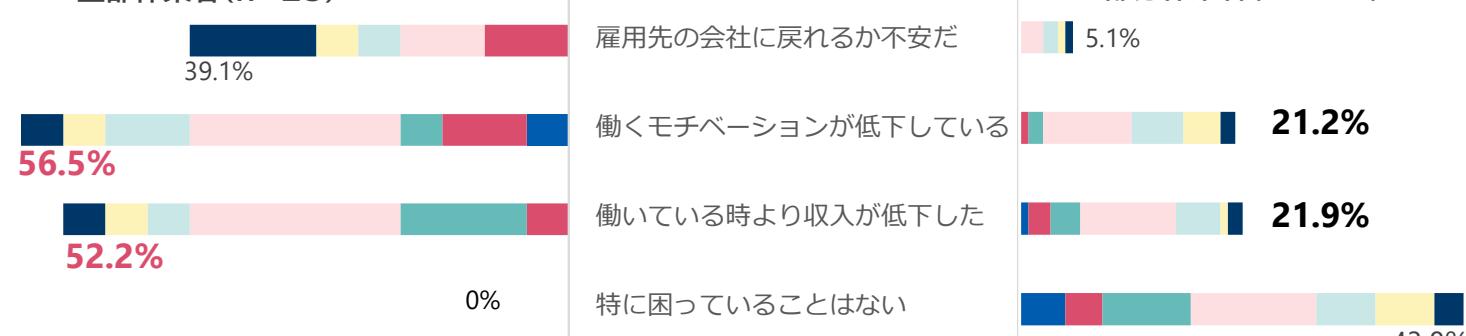
- ・労働者は60代以上が34.0%、50代が33.6%、40代が15.6%を占めている
- ・全部休業者は、部分休業者と比較して、働くモチベーションや収入の低下について困っている割合が高い
- ・全部休業者は、部分休業者と比較して、早期復帰を希望している者の割合が高い

労働者の年齢層



休業者が困っていること

全部休業者(n=23)



※複数回答可

部分休業者(n=137)

雇用先の会社に戻れるか不安だ

5.1%

21.2%

働くモチベーションが低下している

21.2%

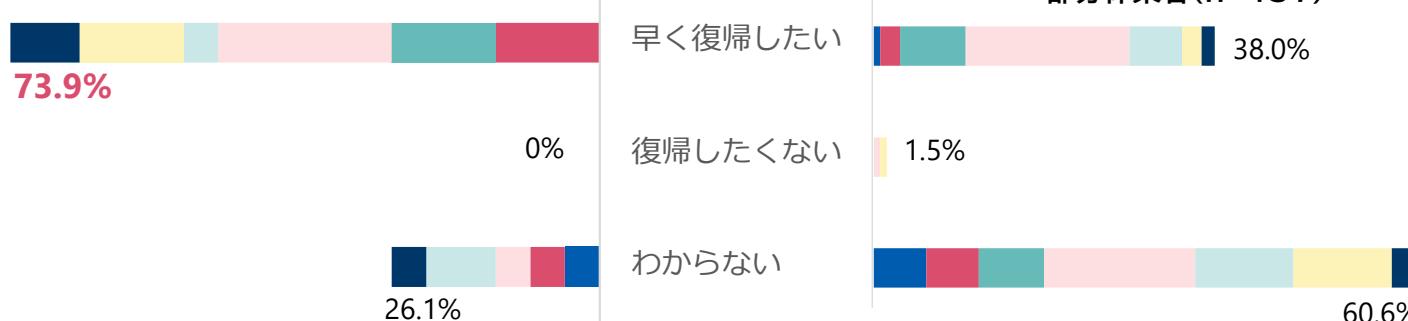
働いている時より収入が低下した

21.9%

特に困っていることはない

43.8%

全部休業者(n=23)



※複数回答可

部分休業者(n=137)

早く復帰したい

38.0%

復帰したくない

1.5%

わからない

60.6%

■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60~64歳 ■ 65~70歳 ■ 70代以上